

学校現場におけるアセスメントと 読み書き支援体制の整備

近藤武夫

東京大学 先端科学技術研究センター

kondo@bfp.rcast.u-tokyo.ac.jp



東大先端研

Research Center for
Advanced Science and Technology
The University of Tokyo

障害者差別解消法の文科省対応指針における合理的配慮例中のICT利用（2015年11月）

- ○ 入学試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること。
- ○ 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡すこと。
- ○ 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm
より引用（下線は筆者による）。

ICT利用の目的

以下の教育活動への参加保障

- ✓ 教科書・書籍を読む
- ✓ 宿題・予習・復習をする
- ✓ ノートを取る、作文を書く
- ✓ 調べ学習を行う
- ✓ ドリル・小テストを受ける
- ✓ 入学・学力・資格試験を受ける

読むことの保障

音声読み上げ機能の利用

文字の拡大、フォントや色の変更

音声教材、電子データ等代替形式

ハイライト

辞書機能の活用

書く・ノートを取ることの保障

キーボード利用

音声入力機能の利用

撮影による記録

録音による記録

概念マッピングツールの利用

音声教材とは

- 文部科学省ウェブサイトより引用（下線は筆者による）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm
- 音声教材とは、発達障害等により、通常の検定教科書では一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材で、パソコンやタブレット等の端末を活用して学習する教材。
- 「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」（教科書バリアフリー法）に基づき、教科書発行者から提供を受けた教科書デジタルデータを活用し、ボランティア団体等が製作している。

なぜ音声教材等の代替形式の教科書や教材、資料が必要か？

- 紙の印刷物としての教科書にある社会的障壁
 - 視覚障害により見えないか見えにくい
 - 肢体不自由でページめくりが難しい
 - 発達障害等で印刷された文字の認識が難しい印刷物障害（print disability）と呼ばれることも

※ 印刷物の教科書や教材、資料しかない教室環境では、公平な学習機会の保障ができないため

発達障害と読み困難

- 発達障害カテゴリには多様な障害が含まれる
- 読み困難に関わる医学的診断の代表例
 - 読字障害（ディスレクシア・・・特異的学習障害／限局性学習症の下位分類のひとつ）
 - アーレン症候群（視知覚の過敏）
 - 発達性協調運動障害（視運動の制御困難）
- ※知能が平均域以上でも、読みの困難が生じる
- 発達障害による読むことの困難は「全く読むことができない」のではなく「正確かつ流ちょうに読むことができない」状態

発達障害と読み困難

- 初等中等教育での読み困難
 - 特に初等教育では、医学的診断を持っておらず、教室での学習の遅れから、特別支援教育ニーズがあることが発見される児童生徒
 - 小学校3年生以上になり、読み書きの負荷が高まると・・・理解が不十分なままに教科書の学習が進んだり、テストの問題文を読むことに時間がかかり、理解できていても解答できていない状況となる可能性

発達障害における読みの困難

- 児童生徒によって、個別に変更・調整のニーズは異なる
 - 「印刷された文字を見て認識することは難しいが、読み上げられた内容を聞いて、その意味を理解することはできる」
 - 「文字を拡大したり、フォントの種類を変えたり、行間を広げたりなどの調整で読みやすくなる」
 - 「文章の背景と文字の色を変更すると読みやすくなる」

読みの困難のアセスメント

- どのようにして児童生徒のニーズを評価するか？2つのアプローチ（河野・平林, 2016）

1. 標準化されたアセスメント
2. 支援への反応から困難を評価

※どちらかではなく必要に応じ両者を活用

I. 標準化されたアセスメント

- 支援に先立って児童生徒のニーズを客観的なアセスメント手法により明らかにするアプローチ
- 基礎的な知的能力に障害がないことはWISC-IV等で確認し、読み書きの困難については以下でアセスメントする
 - ① 小中学生の読み書きの理解 (URAWSS II)
 - ② 改訂版 標準読み書きスクリーニング検査 – 正確性と流暢性の評価 – (STRAW-R)
 - ③ 特異的発達障害診断治療のための実践ガイドライン (稲垣ガイドライン)
 - ④ 日本版K-ABC II

① 小中学生の読み書きの理解 (URAWSS II)



<http://www.atac-lab-shop.com/?pid=1204036>
74 より引用

■ 内容

- 中学生までの読み書きの速度を学年平均と比較することで、対象児の読み書き困難の状況を評価することができます。

■ 課題

- 書き課題は、文章を3分間視写し（できるだけ早く、ただし丁寧に書くと教示）、結果から1分間あたりの書き速度を算出します。
- 読み課題は、短文を一定時間黙読し、内容理解を問う問題に答える。結果から1分間の読み速度を算出し、内容理解の正答数を出します。

※英単語の読み書き評価 URAWSS-English（ウラウスイングリッシュ）では中学生における英単語の習得度が評価できる

② 改訂版 標準読み書きスクリーニング検査－正確性と流暢性の評価－（STRAW-R）



<https://www.intern.co.jp/?p=2759>より引用

■ 内容

- 小学1年生から高校3年生までの音読速度を調べることでできる速読課題や、漢字の音読年齢が算出できる漢字音読課題、中学生用の漢字単語課題など
- ひらがな、カタカナ、漢字の3種類の表記について比較できる検査であり、どの表記から練習したらよいのかの指標が得られます。さらに速読課題は文章課題を含んでおり、高校や大学入試で試験時間の延長を希望する際の客観的な資料となります。

③ 特異的発達障害診断治療のための実践ガイドライン（稲垣ガイドライン）



<http://www.shindan.co.jp/books/index.php?menu=10&cd=178100&kbn=1>より引用

■内容

- 小学校1年生～6年生までの読み（音読）の正確さと速度の標準値と、対象児のそれとを比較する検査が掲載されている
- 医師が読み障害（特異的読字障害）の医学的診断を行う際の検査と診断のためのガイドラインが示されている
- 同書には計算障害の検査と診断ガイドラインも示されている

④ 日本版K-ABC II



<https://www.maruzen-publishing.co.jp/info/n19531.html> より引用

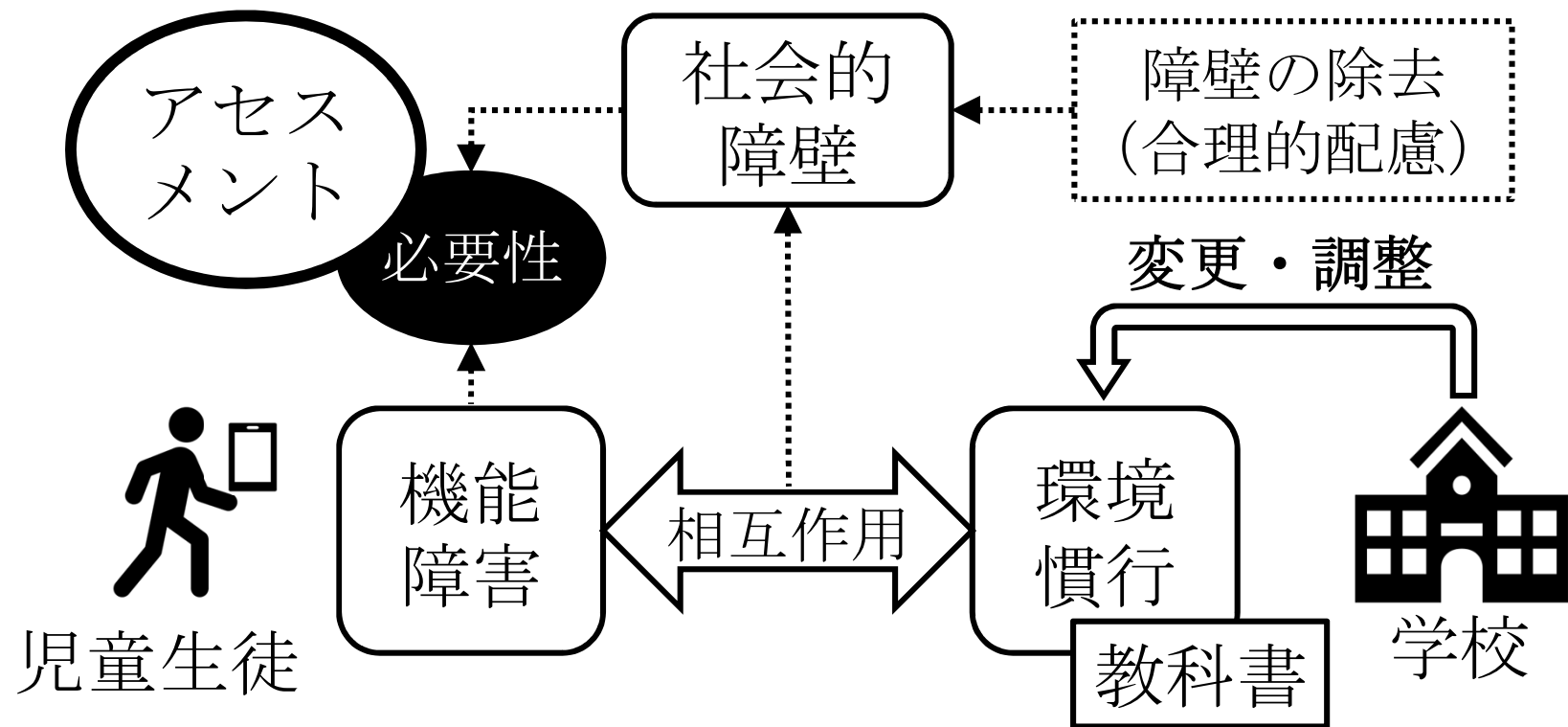
• 内容

- 子どもの認知能力と学力の基礎となる習得度が測定できることにより両者の差異の様相と関連要因の分析が可能
- 対象年齢は2歳6ヵ月から18歳11ヵ月
- 習得度尺度には、読み尺度（文字の読み、文の読解）、書き尺度（文字の書き、作文）が含まれる

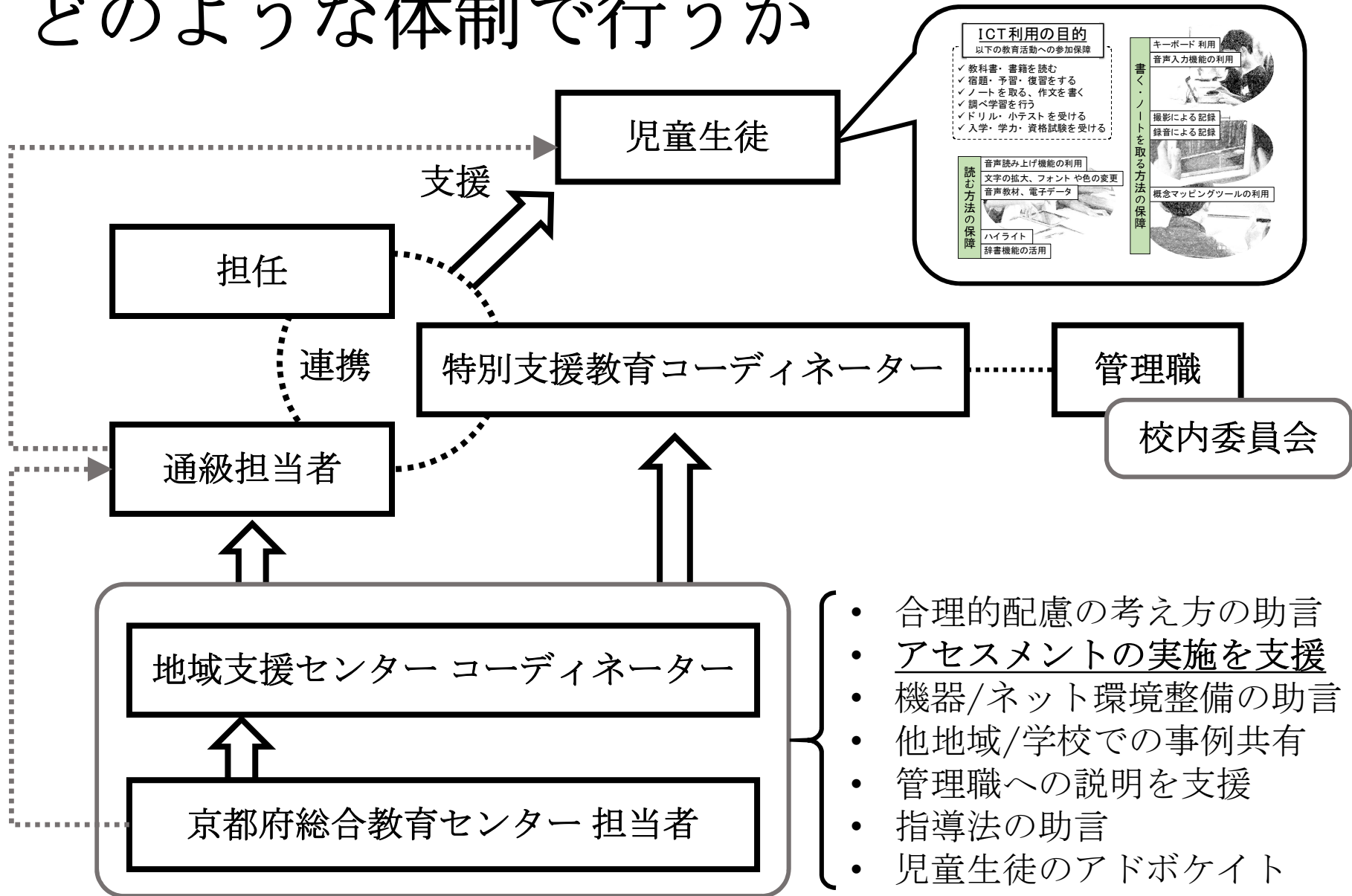
2. 支援への反応から評価

- RTI（Response to instruction 介入に対する反応）モデルに基づく評価方法
- ICTによる介入を例にとると…
 - 読みの介入：例えば、音声読み上げ機能、音声教材等の介入手段により、児童生徒の読みの理解度がどのように変わるかを評価し、介入の効果を検討
 - 書きの介入課題：例えば、キーボードや音声入力で入力する等の介入手段により、児童生徒の書きの状況がどのように変わるかを評価し、介入の効果を検討
 - 効果検討：特別支援教育担当者による、本人の読み書き行動や理解の状況・読み書きに関する学習意欲や態度についての変化観察、本人の主観報告、内容理解テストの成績変化など

教科書・教材・資料への合理的配慮の流れ（典型例）



どのような体制で行うか



- 合理的配慮の考え方の助言
- アセスメントの実施を支援
- 機器/ネット環境整備の助言
- 他地域/学校での事例共有
- 管理職への説明を支援
- 指導法の助言
- 児童生徒のアドボケイト

図. 京都府での連携体制の例

事前質問への回答

事前質問

1. 読むことに課題がある児童へのアセスメント方法にはどのようなものがあるのか。どのような結果であれば、音声教材が有効と判断できるか。
2. 音声教材の利用対象と判断する際、医師による診断や書類等による確認が必要か。
3. どのような困り感のある児童にとって、音声教材の利用が有効と考えられるか。
4. 文字を読む練習から音声教材使用に切り替える時期の判断に迷う。判断の基準として、どのような子供の表れを確認すればよいか。
5. 音声教材の導入を検討する際に、見立てのポイントをまとめた資料があると役立つ。
6. 拾い読み、字飛ばし等、読むことに困難がある児童に対して音声教材を利用した場合、それに頼って読む力が身に付かないという恐れはないか。
7. 周りの児童生徒や保護者への説明・理解の図り方について

I. 読むことに課題がある児童へのアセスメントがどのような結果であれば、音声教材が有効と判断できるか

- ここまでに紹介してきたアセスメントで、読みに関して学年平均から逸脱していることが音声教材を試してみるという判断のひとつの基準になる
- しかし、標準化されたアセスメントありきではなく、RTI的な考え方で「使ってみて効果があるか試してみる」ことが重要
- 音声教材は「疾患を治療するために処方する薬」ではなく、「学ぶことへのつまずきを減らす可能性のある教育手段のひとつ」と理解する

2. ある児童生徒が音声教材の利用対象であると判断する際に、医師による診断や書類等による確認が必要か

- 医師の診断は必須ではない
- あくまでもその児童生徒に「読みに関する特別支援教育のニーズがあること」を「学校が判断している」ことが重要
- 音声教材の使用は、合理的配慮を実現するための手段のひとつでもある...その生徒の個別の教育支援計画を作成し、そこに読むことに関する特別支援の必要性を記載しておこう

3. どのような困り感のある児童にとって、音声教材の利用が有効と考えられるか

- ここまで述べてきたように「読みの正確さ」や「読みの流暢さ」に顕著な困難のある児童生徒
- 音声教材にはサンプルもある...サンプルで試してみて、その児童生徒の文章理解が向上していたり、本人が「こちらの方が通常の教科書よりも楽に読める・理解できる」と感じた場合は継続的に試してみる
- 音声教材のサンプルについては、地元の教育委員会や教科書センターに相談してみよう

4. 文字を読む練習から音声教材使用に切り替える時期の判断に迷う（判断の基準として、どのような子供の表れを確認すればよいか）

- 「切り替える」必要も「音声教材か紙か」の二者択一で考える必要はない...児童生徒の状況に合わせて併用を考えるべき
- あくまでも教育目標は、教科書や書籍等の「内容」を「適切に把握できる」、「読むことを楽しめる」ようになること
- 児童生徒と相談しながら、楽に適切に読めると感じられるものを柔軟に使用していく

5. 音声教材の導入を検討する際に、見立てのポイントをまとめた資料があると役立つ

- 以下の資料はAccessReadingの利用者向けに書かれたものだが、内容は音声教材全般に該当する
- 音声教材配信手引き—通常学級担任、通級指導学級担任、教育委員会向け— (<https://accessreading.org/reports/report01.pdf>)

目次

1. 音声教材配信手引きとは	3
1.1 音声教材配信手引きの目的	3
1.2 音声教材とは	3
1.3 読みの困難とは	3
1.4 音声教材入手までのステップ	3
2. 通常学級担任の役割・行動指針	5
2.1 読みの困難さのチェック	5
2.2 アセスメント	6
2.3 学びに向けての話し合い	7
2.4 音声教材利用環境の確認	8
2.5 音声教材利用に向けての話し合い	9
2.6 AccessReading (AR) にアクセス	9
2.7 音声教材の入手	10
3. 通級指導学級担任の役割・行動指針	11
3.1 読みの困難さのチェック	11
3.2 アセスメント	12
3.3 学びに向けての話し合い	14
3.4 音声教材利用環境の確認	15
3.5 音声教材利用に向けての話し合い	16
3.6 AccessReading (AR) にアクセス	16
3.7 音声教材の入手	16
4. 教育委員会の役割・行動指針	17
4.1 音声教材管理体制の決定・学校への情報提供	17
4.2 教科書情報の確認	17
4.3 音声教材利用環境の確認	17
4.4 申請	18
4.5 音声教材の入手	18

6. 拾い読み、字飛ばし等、読むことに困難がある児童に対して音声教材を利用した場合、それに頼って読む力が身に付かないという恐れはないか

- ない（むしろ印刷物の読解が向上するケースもある）
- そもそも、そこで言う「読む力」とは何か？「印刷物でないと読む力に該当しない」という考え方はよくある誤解であり、払拭すべき考え方（質問4の回答第2項を参照）
- 視覚障害のある人で点字で学習する人は触って読むし、音声で聞いて読む、入試も受ける...発達的な特性から、印刷物を読むことに特別支援ニーズのある児童生徒も同様

7. 周りの児童生徒や保護者への説明・理解の図り方について

- 音声教材は「読むことに特別支援ニーズのある児童生徒であれば誰でも無償で利用できるもの」という説明ができる
- スティグマ（社会的烙印）として捉えられないように、多様性を当たり前のこととして捉える学校作りが求められる
 - 参考情報②京都府総合教育センター「読み書きに困難のある児童生徒へのICT機器等を活用した学習指導・支援の研究」では理解啓発教育の事例と資料も公開されている
- 今後の一人一台端末の体制が広がると、スティグマも消えていく可能性もある

参考情報

参考情報① アセスメント

- 河野俊寛・平林ルミ（2016）能力評価とアセスメント. 近藤武夫編著 学校でのICT利用による読み書き支援—合理的配慮のための具体的な実践. 金子書房. Pp.18-25.

参考情報② 学校の体制整備

- AccessReading
 - 音声教材配信手引き—通常学級担任、通級指導学級担任、教育委員会向け— <https://accessreading.org/reports/report01.pdf>
- 京都府総合教育センター
 - 読み書きに困難のある児童生徒へのICT機器等を活用した学習指導・支援の研究 http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/cms/?page_id=447
 - ICTを活用した個に応じた指導法の研究（3） http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/cms/?page_id=440
 - ICTを活用した個に応じた指導法の研究（2） http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/cms/index.php?page_id=423
 - 通級指導教室における読み書きに困難のある児童生徒へのICT活用研究報告 http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/cms/?page_id=398
- 福井県特別支援教育センター
 - 「読み」や「書き」に困難さがある児童生徒に対するアセスメント・指導・支援パッケージ
 - http://sky.netcommons.net/fukuisec/htdocs/?page_id=113

参考情報③ 入試の配慮

- 近藤武夫（2020）障害のある人々の受験. 大学入試がわかる本 改革を議論するための基礎知識. 中村高康 編, 岩波書店. Pp. 287-306.
- 近藤武夫（2017）高等学校や大学の入試の配慮や入学後の配慮. 中等教育資料, 66(9), 104-107.
- 近藤武夫（2017）入試や試験での合理的配慮としてのICT利用 —合理的配慮の合意形成に関する事例から—. LD, ADHD & ASD, 15(3), 20-23.
- 近藤武夫（2017）障害者差別禁止を理解する. 学校運営, 668, 6-9.
- 近藤武夫 編著（2016）学校でのICT利用による読み書き支援 合理的配慮のための具体的な実践. 金子書房
- 近藤武夫（2016）障害のある受験生に対する合理的配慮. 大学時報, 65(370), 44-49.
- 近藤武夫（2016）入学者選抜試験における受験上の配慮：配慮を受けるまでの実際について. 中等教育資料, 65, 88-91.

EOF